

報道関係者 各位

平成 29 年 4 月 11 日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 倉持 清子

(直通電話) 03-5403-2164

昭和ゴム外 2 社不当労働行為再審査事件 (平成 24 年(不再)第 67 号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 山川隆一)は、平成 29 年 4 月 10 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 会社分割前の旧会社が、夏季一時金の成績査定率に関する組合との協議中に、旧会社の主張する成績査定率により、組合の頭越しに組合員に対して夏季一時金を支給したことが不当労働行為に当たるとされた事案 ～

旧会社が、夏季一時金の成績査定率に関する組合との協議中に、旧会社の主張する成績査定率により、組合の頭越しに組合員に対して夏季一時金を支給した行為は、一時金交渉における組合の役割、ないし組合が当該交渉により労働条件の決定に関与する機能を妨げ、組合活動に介入するものとして、労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に当たる。

I 当事者

再審査申立人(「組合ら」)：

全労連・全国一般労働組合東京地方本部(東京都千代田区)

組合員 4548 名(平成 28 年 6 月 8 日現在)

同東京・千葉地方本部昭和ゴム労働組合(千葉県柏市)

組合員 51 名(平成 28 年 6 月 8 日現在)

再審査被申立人：

昭和ホールディングス株式会社(千葉県柏市) 従業員 4 名(平成 21 年 10 月 1 日現在)

昭和ゴム株式会社(新昭和ゴム)(千葉県柏市) 従業員 92 名(平成 21 年 10 月 1 日現在)

株式会社ルーセント(千葉県柏市)

【会社の組織変更の概要】

昭和ゴム株式会社(旧会社)は、21 年 10 月 1 日に、会社分割により、昭和ゴム株式会社(新昭和ゴム)、昭和ゴム技術開発株式会社、ショーワスポーツ株式会社(以上の 3 社を併せ子会社 3 社)を設立して、その純粋持株会社(商号を昭和ホールディングス株式会社に変更)となった。その後、新昭和ゴムは昭和ゴム技術開発株式会社を吸収合併し、また、ショーワスポーツ株式会社と申立外の株式会社ショーワコーポレーションが合併して商号をルーセントに変更した。

II 事案の概要

- 1 本件は、①投資事項に関する組合の 1 2 項目要求、会社分割に関する団交、21 年夏季一時金の支給、組合有給休暇の協定締結拒否及び組合が設置した立看板の撤去に係る旧会社の各対応について、②会社分割後の団交申入れへの昭和ホールディングスの対応について、③ 22 年春闘要求及び夏季一時金に係る会社分割後の子会社 3 社の対応について、④組合執行委員長を 22 年 10 月に昇格させなかったことについて、⑤ 21 年 8 月及び 22 年 4 月の抗議活動に対する懲戒処分等について、これらの各行為が不当労働行

為であるとして救済申立てがされた事案である。

- 2 初審の東京都労委は、懲戒処分に関する部分を救済し、その余については、いずれも不当労働行為には該当しないとして救済申立てを棄却したところ、組合ら及び会社は、これを不服として再審査を申し立てた。なお、会社が再審査を申し立てた懲戒処分に関する部分については、再審査手続中の和解認定により失効した。

Ⅲ 命令の概要

1 主文の要旨

- (1) 初審命令を次のとおり変更

旧会社が21年夏季一時金の成績査定率の協議を一方的に打ち切り同一時金を支給したことについて、新昭和ゴム及びルーセントに文書交付を命じる。

- (2) その余の再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 組合の12項目要求の内容は、企業の経営方針に関わる事項であり、労働条件等の組合員の待遇と直接関連するものではなく、過去の協定との関係でも義務的団交事項とはいえ、旧会社が団交事項でないなどとして応じなかったことは、団交拒否には当たらない。
- (2) 旧会社は、会社分割までの十数回に及ぶ団交等において、組合の理解を得るべく相応の努力をしていたとみることができ、組合の要求の態度にも鑑みると、旧会社の会社分割に関する団交は不誠実であったとはいえない。
- (3) 一時金において10パーセント以内の成績査定率は労使慣行であったとはいえないが、交渉を尽くさずまま協議を一方的に打ち切り、組合の頭越しに一時金を支給したことは組合の団交権を妨げ支配介入に当たる。
救済方法としては、会社分割等により組合員の雇用関係を包括的に承継した新昭和ゴム及びルーセントが正常な労使関係を回復すべき地位にあるものとして、上記行為が不当労働行為に当たると認められた旨及びかかる行為を繰り返さないようにする旨の文書を組合らに交付することを命じることをもって足りる。
- (4) 組合有給休暇は労使慣行になっていたとはいえ、旧会社は、組合に対する弱体化の意図に基づいて年間40日分の組合有給休暇に関する協定の締結を拒否したとは認められず、支配介入に当たらない。
- (5) 組合の看板設置は組合活動として行き過ぎたものであり、旧会社や昭和ホールディングスが看板を撤去したことは、組合弱体化の意図があったとは認められず、支配介入に当たらない。
- (6) 団交申入事項の投資事項については会社分割後の新たな事項であり、また、会社分割については会社分割前の旧会社による団交において行き詰まりの状況に達し団交義務を負わなくなっていたものであり、昭和ホールディングスが投資事項や会社分割に関する組合の団交申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否に当たらない。
- (7) 子会社3社が、22年の春闘要求及び夏季一時金についての提案書を提示したことは、交渉方法として許容され、組合活動の妨害を意図した支配介入には当たらない。
- (8) 22年の春闘要求及び夏季一時金交渉において、就業時間内に団交を行うことが労使慣行になっていたとは認められない中で、団交が開催されなかったことについて子会社3社のみを責めを負わせるのは適切ではなく、子会社3社の対応が正当な理由のない団交拒否には当たらず、また不誠実団交であったと認めるべき事情もない。
- (9) 昭和ホールディングスの関与は、子会社に対する管理・監督の域に留まるものであり、基本的労働条件について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配があったと推認できる事情があるとは認められず、昭和ホールディングスが、22年の春闘要求及び夏季一時金についての団交申入れに対し、子会社3社の従業員の使用者ではないとして応じなかったことは正当な理由のない団交拒否に当たらない。
- (10) 組合執行委員長が昇格試験において提出した作文は課題を充足していたとは認められず、昭和ゴム技術開発が22年10月に同人を昇格させなかったことには合理的な理由があり、不利益取扱い及び支配介入に当たらない。

【参考】

初審救済申立日 平成 21 年 9 月 29 日（東京都労委平成 21 年(不)第 81 号）
初審命令交付日 平成 24 年 11 月 29 日
再審査申立日 平成 24 年 12 月 14 日